

児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいをもつ場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の母または父などに支給されます。

【対象者】

- 支給要件に該当する児童を監護する母
- 支給要件に該当する児童を監護する父
- 父母以外の者で支給要件に該当する児童を養育している養育者

【支給要件】

- 父または母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は、上記の要件に該当していても手当は支給されません。

- 国内に住所がない場合
- 請求者および同居の家族の方の前年所得が一定額以上の場合
- 請求者および児童が公的年金を受けられることができる場合
(公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります)
- 対象児童が児童福祉施設等に入所している場合
- 里親に委託されている場合
- 児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係にある者も含む）に養育されている場合
※母（父）に対する手当は、支給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年を経過した時は、手当額が減額になることがあります。

【手当月額】

(令和7年4月から適用)

| 支給区分 | 全部支給 | 一部支給 |
|---------------------|-------------|----------------------------------|
| 児童1人 | 月額46,690円 | 月額(所得に応じて決定) 11,010円~46,680円 |
| 児童2人以上 (児童1人につき) | 月額11,030円加算 | 月額(所得に応じて決定) 5,520円~11,020円加算 |

【支給時期】

原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

(例) 5月支給分=当年3、4月分の計2ヶ月分

詳しくは、市町村児童扶養手当担当課までお問い合わせください。